

# 中小企業を荒波からしっかりガード! 「経営セーフティ共済」と 「小規模企業共済」

日本経済はまだ先行き不透明、中小企業にとって厳しい時代が続きます。宇都宮商工会議所では、企業経営に大きなプラスになる共済制度をご用意しています。今回は、取引先の倒産に備える「経営セーフティ共済」と、経営者の退職後の生活を支える「小規模企業共済」の概要をご紹介します。

表1 「経営セーフティ共済」に加入できる方

業種	資本金等の額	従業員数
● 製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
● 卸売業	1億円以下	100人以下
● 小売業	5千万円以下	50人以下
● サービス業	5千万円以下	100人以下
● ゴム製品製造業 <small>※自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く</small>	3億円以下	900人以下
● ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
● 旅館業	5千万円以下	200人以下

※個人事業主または会社で上表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

取引先の倒産時も、安心!

## 経営セーフティ共済

中小企業の経営者にとって、取引先の倒産はまさに悪夢。売掛金や債権の回収が滞るだけでなく、一つ間違えると自社の経営にも大きなダメージとなりかねません。

そんな時に頼りになるのが「経営セーフティ共済」(中小企業倒産防止共済制度の愛称)です。

もしもの時には、最高8,000万円(ただし掛金の10倍の範囲内)まで借りられます。しかも貸付条件は無担保無保証人と、利用しやすい仕組みになっています。

1年以上事業を行っている中小企業であ

れば、どこでも加入できます。個人事業主でも加入できます(業種ごとに資本金額や従業員数の上限があります。表1参照)。

毎月の掛金は、企業の事業規模に合わせてられるよう、5,000円〜20万円の範囲内で自由に設定できます(5,000円単位)。加入後の増額や減額も可能です。

掛金総額は800万円まで積み立てられ、掛金の前納もできます。税法上の損金(法人)または必要経費(個人事業)に当たりますから、節税効果も期待できます。貸付を受けられるのは、取引先企業が倒

産して売掛金や債権などが回収困難となった時です。回収困難になった額と掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)のいずれか少ない額を借りることができます。

貸付は無担保・無保証人で、かつ無利子です。ただし貸付を受けると、貸付額の10分の1に相当する額が、積み立てた掛金総額から控除されます。800万円積み立てた企業が5,000万円借りた場合、積立額から500万円が控除されることになります。償還期間は貸付金額に応じて5〜7年で、均等分割です(据置期間6カ月を含みます)。

また、経営セーフティ共済には「一時金貸付」の制度もあります。経営資金が急

に必要になった場合、解約手当金の範囲内(掛金納付月数に応じて掛金総額の80%〜100%)で貸付を受けることができます。

ちよっと困った時に便利な制度として、活用する企業も少なくありません。

取引相手の倒産という大事件から、ふだんの経営資金での活用まで、さまざまなシーンで頼りになる経営のセーフティネット——それが「経営セーフティ共済」です。当所が窓口となっていますので、詳細については、お気軽にお問い合わせください。

## 事業主の退職後の生活資金に!

# 小規模企業共済

「老後の資金に2,000万円必要」と報道されたことにより経営者の皆さまも、退職後の生活資金に不安を覚えた方もいるのではないのでしょうか。そこで小規模企業の事業主や法人の役員の方の廃業や退職後の生活資金、事業再建資金として注目されているのが「小規模企業共済」です。

掛金は全額所得控除で、受け取りの時も、税制のメリットがあります(一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」)。

加入資格は、次の通りです。

- 1 建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業、サービス業(宿泊業、娯楽業に限る) ↓ 常時使用の従業員が20人以下の個人事業主または会社役員

- 2 商業(卸売業・小売業)、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く) ↓ 常時使用の従業員が5人以下の個人事業主または会社役員

- 3 右の①②に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

※企業組合や農事組合、士業法人などは省略

掛金月額額は、1,000円から7万円の範囲で自由に選択できます(500円単位)。また増額や減額も可能です。

先に記載した通り、掛金は全額所得控除です。そのため、年間で最大84万円の所得控除を受けることができます。ただし納付は共済契約者自身の収入から納付するため、事業上の損金または必要経費には算入できませんので、ご注意ください。

共済金等の受取方法には「一括受取り」「分割受取り」「一括受取りと分割受取りの併用」の3種類があります。それぞれ条件がありますが、自分のライフスタイルに合わせた方法で受け取ることができます。共済金や、解約した際の解約手当金の受給権は、国税などを滞納した場合の差押え以外は、差押禁止債権として保護されますから、そういう点でも安心です。共済金額については表2を参照ください。

表2 「小規模企業共済」共済金額一覧表

◎掛金月額が10,000円の場合(掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金	
		A	B
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、令和元年現在です。経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

**共済金 A**

- 個人事業の廃止
- 個人事業主の死亡
- 会社等の解散 など

**共済金 B**

- 老齢給付 ※
  - 会社等役員の疾病・負傷・65歳以上の退任
  - 会社等役員の死亡 など
- ※65歳以上で180カ月以上掛金を納付した方に限る

さらに、納付した掛金の範囲内で、事業資金などの貸付制度を利用することもできます(無担保無保証人)。地震や台風、火災などの災害時も、低利で貸付けを受けることができます。

創業転業時・新規事業展開等貸付けや福祉対応貸付け、事業承継貸付けなどさまざまなケースに対応した貸付けがあります。

すから、必要に応じた利用が可能です。小規模企業共済も、当所が窓口となっていますので、詳細については、お気軽にお問い合わせください。

問合せ  
経営支援部  
☎028-637-3131